

実習生ネット通信

<http://janert.seesaa.net/>

2017春号

第 28 号

外国人技能実習生権利ネットワーク
(2013年12月8日「外国人研修生権利ネットワーク」から改称)

2017年3月7日発行

〈外国人技能実習生権利ネットワーク総会記念講演〉

ベトナムから見た技能実習の現在 ジャーナリスト 巣内尚子さん

文責:旗手明 実習生ネット運営委員



外国人技能実習生権利ネットワークの総会記念講演は、2016年11月20日(日)午後に首都大学東京・秋葉原サテライトキャンパスにおいて開催された。マスコミ関係者を含めて50人ほどが参加する中、ジャーナリストの巣内尚子さんから「ベトナムから見た技能実習の現在」と題した講演がなされた。

実習生ネットがこうした講演を依頼したのは、近年、実習生の送出し国構成に急速な変化が見られるからだ。すなわち、従来7割以上を占めてきた中国からの実習生が、2015年には新規入国者の4割を切るところまで減少している。他方、2011年に6.6千人であったベトナムからの新規入国実習生は、2015年には3万人を大きく超え全体の3分の1を占めるようになり、2016年には、ベトナムからの入国が初めて中

国を上回ることが確実となっていた。こうしてベトナムの比重が高まる中、今まであまり知られてこなかったベトナムの送出し事情について、現地調査をされた巣内さんからお話を聞く機会を持とうと考えたのだ。

<巣内尚子さんのプロフィール>

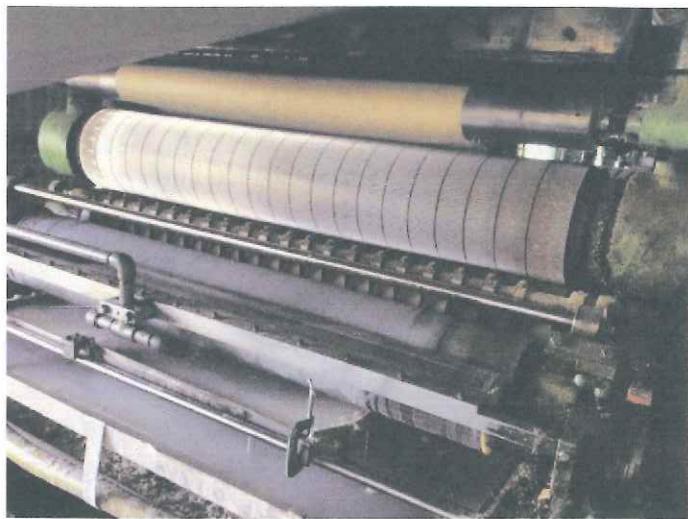
大学在学中に三池炭鉱の記録映画のアシスタントを経験したほか、記録映画制作のため所沢高校問題を取材し、取材者としての活動を開始。大学卒業後はフランスに滞在し、「移民問題」を知る。その後、インドネシア、フィリピン、ベトナム、日本で記者やフリーランスライターとして活動し、各地の経済や社会を取材。特に東南アジア各国からの国境を超える移住労働に関心を深める。2015年3月~2016年2月にベトナム社会科学院・家族センター研究所に客員研究員として滞在し、ベトナムからの国境を越える移住労働を研究。ベトナム人移住家事労働者やベトナム人技能実習生を対象にインタビュー調査を行う。

<巣内さんの記事一覧>

<<https://news.yahoo.co.jp/byline/sunainaoko/>>

1. ベトナムの概況

ベトナムの人口は9,073万人(2014年)であり、そのうちハノイの人口が709.6万人、ホーチミンが798.2万人を占めている。キン族(越人)が約86%を占めるが、他に53の少数民族がいる。仏教徒が約8割を占め、そのほかにカトリック、カオダイ教、ホアハオ教などがある。20歳未満35.2%を占める一方、65歳以上の高齢者は6.3%にすぎない。



B段緑ロール機

監理団体の提示した「在留資格変更に係る確認書」は以下の通りである。

1. 特定活動への資格変更により「技能実習」の在留資格が喪失することから、スズ加工(株)との雇用契約は終了し、以後の賃金支払いは一切生じません。
2. 雇用契約の終了により、加入していた「社会保険」は資格喪失となり、「国民健康保険」、「国民年金」の加入が必要となります。
社会保険料の本人未払い分は、会社からの請求により支払ってください。国民健康保険及び国民年金の保険料は、法令に従い実習生の自己負担となります。
3. 雇用契約の終了後のパート代・光熱費は、同額負担を継続しますので、毎月企業へ支払ってください。
4. 特定活動への資格変更後は、実習生への復帰、就労活動はできません。
5. 医師による完治又は治療終了の診断後には、当局の指示に従い帰国しなければなりません。
6. 本労災事故に係る補償は、労災保険で決められた給付(療養費、休業補償、後遺障害補償)とし、その他生活保障等はありません。
7. 帰国渡航費については、公司との協定(第17条)により、実習生本人の負担となります。
8. 治療が長期化することから、日常生活などは実習生自身の自己管理により事故・トラブルの無いよう努めて下さい。
9. 治療の経過等は隨時企業に報告してください。また、通院等はできるだけ実習生自身で対応してください。
10. その他、定めのない事項、変更が生じた事項については、入国管理局、労働基準監督署等の関係機関の指導に基づき、必要に応じ実習生、企業、公司、商工会により誠意をもって対応協議することとする。

以上、上記事項について確認し署名をもって合意します。

この確認書の第7項については、明らかに外国人技能実習



ロールに巻き込まれつぶれた右手

制度の規則に抵触している。制度の規則では、技能実習生を受け入れた時点で、技能実習生に帰國旅費を負担させではないことが定められている。監理団体と送出し公司との間にどのような取り決めがあったとしても、帰國旅費は、監理団体とりわけ受け入れ企業が負担すべきである。監理団体が、このような規則を知らなかつたとは考えにくく、どのような目的でこの1項目を含めたのかが問題であろう。

とはいえ、この項目を除くと確認書の内容は、外国人技能実習制度に関連する法規に抵触するところはなく、監理団体の責任も特にはないようにみえる。だが、重要なことは、確認書が法的に問題ないと理由で、技能実習中の受傷に責任がないとする受け入れ機関の対応が容認される技能実習制度にある種の欠陥が内在していることを否定できない。

これまでにも労働災害に対する監理団体や受け入れ企業の対応の仕方が問題にされ、その責任が追及されたことはほとんどない。このことも、受傷した技能実習生の救済に対する対策が遅々として進まない要因であり、制度の欠陥につながるのであろう。

技能実習生が一人で自分の権利を守ることは極めて難しく、労働組合などに助けを求める。しかし、多くの監理団体や受け入れ企業は、労働組合に加入した技能実習生を無原則に排除する。労働組合に対しては、企業から技能実習生を連れて行ったとの理由で技能実習生の生活全てについて面倒を見るよう要求してくる。本来、監理団体や受け入れ企業が行うべき医療機関への送迎や労災申請なども労働組合がするべきこととして責任を放棄する。

黄世護さんが日本語をあまり理解できないにもかかわらず、